

第2章 良好な生活環境の保全

1 環境汚染対策

(1) 大気環境の保全

①大気の常時監視

市では、一般環境大気測定局を4局、主要な道路端に自動車排出ガス測定局を2局配置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質及び風向・風速の常時監視を行っています。

各局の測定結果は、大気汚染の状況を迅速に把握するため、オンラインシステムにより市環境保全温暖化対策課で集中管理し、さらに、広域的な汚染状況の把握のため、長野県の監視システムともオンライン化しています。

平成30年度の環境基準適合状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の測定を実施している全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、光化学オキシダントは、全ての測定局で春季から夏季にかけて基準値を超えた時間帯が生じましたが、高濃度緊急時の対策として注意報や警報を発令するレベルには至りませんでした。

●大気汚染に係る環境基準と基準達成状況

項目と基準	二酸化硫黄		二酸化窒素		光化学オキシダント		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
	日平均値0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下		日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下		1時間値0.06ppm以下		日平均値10ppm以下かつ8時間平均値20ppm以下		日平均値0.10mg/m ³ 以下かつ1時間値0.20mg/m ³ 以下		年平均値15μg/m ³ 以下かつ日平均値35μg/m ³ 以下	
評価方法	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期基準	短期基準
一般環境大気測定局	吉田			○	×							
	篠ノ井	○	○	○		×			○	○	○	○
	真島	○	○	○		×			○	○		
	豊野			○		×						
自動車排出ガス測定局	鍋屋田			○					○	○	○	○
	小島田			○			○	○	○	○		

(備考) ○：適合 ×：不適合

②有害大気汚染物質等

平成30年度は、昨年度に引き続き、有害大気汚染物質等の21物質（環境基準・指針値が定められた13物質＋環境省が定めた優先取組物質から8物質）について、鍋屋田大気測定局と篠ノ井大気測定局の2カ所で測定しました。

また、大気中のアスベストは、鍋屋田大気測定局と篠ノ井大気測定局の2ヶ所とその周辺部の合計4カ所で測定しました。

いずれの項目も環境基準または指針値を下回り、過去の調査結果と比較して、大きな変動は見られませんでした。

③大気汚染防止法の届出と立入状況

大気汚染防止法では工場や事業場から排出されるばい煙や粉じんによる汚染を防止し、良好な大気環境を確保するため、法で定める施設を設置する事業場からの届出を義務付け、規制しています。

平成30年度末現在の市内のばい煙発生施設は277事業場・685施設です。また、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設への立入検査件数は63件で、文書による措置等はありませんでした。

●ばい煙施設設置状況

施設の種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ボイラー	493	486	475	471
金属溶解炉	12	12	12	12
熱処理加熱炉	12	12	12	12
乾燥炉	6	6	6	6
廃棄物焼却炉	13	15	15	12
ガスタービン	49	50	49	49
ディーゼル機関	115	113	115	114
ガス機関	7	6	7	7
施設合計	707	700	691	685
事業場数	291	285	278	277

④特定粉じん排出等作業の届出と立入状況

大気汚染防止法では、特定粉じんを発生させる作業（アスベストの除去作業など）を行う者に、事前の届出を義務付けています。平成30年度は35件の届出があり、平成30年度中に作業が行われた34件全てに対して立入検査を行いました。立入検査の際には、法で定める作業基準の遵守の確認および指導を行っています。

⑤ダイオキシン類

平成30年度、市では大気6カ所（一般環境2カ所、固定発生源周辺4カ所）、水質5カ所（うち1カ所は地下水）、底質4カ所、土壌5カ所（一般環境3カ所、固定発生源周辺2カ所）でダイオキシン類の測定を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類対策特別措置法では、一定規模以上の廃棄物焼却炉などが届出の対象になっており、届出による施設設置状況は下表のとおりとなっています。

また、ダイオキシン類は主に焼却施設から発生するため、市では事業者等が設置している焼却炉について、規制基準、構造基準等の遵守を指導しています。

なお、平成30年度に実施した、これらの施設への立入件数は7件で、文書による措置等は1件でした。

●ダイオキシン類特別措置法に基づく施設設置状況*

			平成29年度	平成30年度
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	施設数	19	15
		事業場数	12	10
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設等	施設数	12	11
		事業場数	7	6
	下水道終末処理場	施設数	3	3
		事業場数	3	3

※休止中、未稼働の事業場、施設を含みます。

⑥空間放射線量

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散の影響を把握するため平成23年10月に空間放射線簡易測定機を導入し、市内の幼稚園、小学校及び中学校のグラウンド、公共施設敷地用地等の合計73地点について空間放射線量の測定を実施しました。

平成24年度以降、市内の35地点（週1回を1地点、月1回を定点3地点、年1回を31地点）を定点として調査を継続しています。これらの結果から、市内では通常の生活において健康に影響があるレベルの空間放射線量は確認されず、また、大きな変動も見られませんでした。

●市内空間放射線量測定結果

単位 $\mu\text{Sv/h}$

調査区分	調査地点	調査回数	高さ別測定結果：平均値（最小値～最大値）		
			1 m	50cm	5cm
1回 / 週	鍋屋田小学校 (第3地区)	49	0.06 (0.05～0.07)	0.06 (0.05～0.08)	0.06 (0.06～0.08)
1回/月	戸隠支所 (戸隠地区)	12	0.06 (0.06～0.07)	0.07 (0.06～0.07)	0.07 (0.06～0.08)
	豊野支所 (豊野地区)	12	0.06 (0.05～0.07)	0.06 (0.05～0.06)	0.06 (0.05～0.07)
	芝沢公園 (篠ノ井地区)	12	0.07 (0.06～0.08)	0.07 (0.06～0.08)	0.07 (0.06～0.08)
1回/年	31カ所 (学校・公共施設等)	1	0.06 (0.05～0.08)	0.06 (0.05～0.09)	0.07 (0.04～0.09)
	青少年練成センター 雨どい (小田切地区)	1	0.07	0.08	0.11

注) “青少年練成センター雨どい” については、平成23年10月の公共施設雨どいの現況把握調査において、地上高さ5cmで0.36 $\mu\text{Sv/h}$ を観測しことから、年1回の調査地点として継続的に調査を実施しています。

(2) 水環境の保全

①水質測定計画による測定

市では、長野市環境測定計画を策定し、市内の河川・湖沼・地下水の水質測定を行っています。

●水質測定状況

種別		地点数	測定回数(回/年)
河川	環境基準点	2地点(裾花川[相生橋]、鳥居川[鳥居橋])	12回
	中小河川	30地点(定点13地点、準点17地点)	1～4回
湖沼等	環境基準点	1地点(大座法師池[流出])	5回 ^(*1)
	湖沼・農業用かんがい池	11地点(定点7地点、準点4地点)	2回
地下水	概況調査	16地点	2回
	継続監視調査	11地点	1回

*1 12回の測定を予定していたが、貯水がなく5回の実施となる。

市内ではこのほかに、犀川(小市橋)を環境基準点、千曲川(屋島橋)、裾花川(参宮橋)を測定補助地点として、国の機関、市上下水道局が測定しています。

②測定結果及び環境基準達成状況

長野市環境測定計画に基づき、公共用水域(河川・湖沼)と地下水の水質測定を行っています。

河川の環境基準点2地点の裾花川(相生橋)、鳥居川(鳥居橋)において、pH及び大腸菌群数の基準超過がありました。中小河川の30地点は公共下水道などの普及が進み汚濁状況は横ばい又は改善傾向にあります。

湖沼の環境基準点1地点の大座法師池は、水草除去作業のため採水を一時中止しました。その他に農業用かんがい池の11地点の調査では、良好な水質の地点と閉鎖性水域のためCODなど水質の悪化が見られる湖沼がありました。

地下水汚染を監視する概況調査16地点の調査では、環境基準を超過する汚染は発見されませんでした。また、過去に有機塩素系化合物や重金属類による環境基準の超過があった地点については、継続的に水質を監視しています。

●水質測定項目と結果の概要

種別	測定項目	結果 ^{*4}	結果概要	
河川	環境基準点 (裾花川[相生橋]、 鳥居川[鳥居橋])	生活環境項目 ^{*1}	×	2地点でpH、SS、大腸菌群数超過
		健康項目 ^{*2}	○	
	中小河川	生活環境項目	—	103ページ「イ 中小河川」参照
		健康項目	×	・1地点でほう素が超過 ・1地点で砒素が超過
湖沼等	環境基準点 (大座法師池)	生活環境項目	×	COD、大腸菌群数の基準超過
		健康項目	○	
	湖沼・農業用かんがい池	生活環境項目	—	104ページ「ウ 湖沼・農業用かんがい池」参照
地下水	概況調査	地下水環境基準	○	
	継続監視調査	地下水環境基準	×	・2地点でテトラクロロエチレンが超過 ・1地点でトリクロロエチレンが超過

*1、2 環境基準生活環境項目は環境基準点にのみ適用

○生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準): pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数など

○健康項目(人の健康の保護に関する環境基準): 重金属、VOC(揮発性有機化合物)、農薬など

*3 地下水継続監視調査の調査項目: 地下水環境基準のうちVOC(揮発性有機化合物)及び過去に基準を超えた項目

*4 結果 ○:環境基準適合、×:環境基準不適合項目あり

③水生生物調査

市では、長野市環境測定計画に基づき、長野市内の中小河川の水生生物調査を行っています。

川には、きれいな水にすむ生物やきたない水を好む生物など様々な種類がいるため、水生生物調査を行うことにより水質状況や水環境の豊かさを評価することができます。

平成30年度は6地点で調査を行いました。調査の結果、「きれいな水(水質階級Ⅰ)」が6地点で、その内2地点で改善が見られました。

●水生生物から判定した河川の水質

河川名	地 点(地区名)	代表的生物	水質階級	傾向	前回の階級と測定年度
三念沢 A	三念沢橋	ヨコエビ類	Ⅰ	↑	Ⅱ(H26)
土京川	市道橋の東 100m	ヒラタカゲロウ類	Ⅰ	→	Ⅰ(H27)
駒沢川 2	塚田橋北	ヒラタカゲロウ類・サワガニ	Ⅰ	→	Ⅰ(H27)
芋井濁沢	濁川橋	ヒラタカゲロウ類	Ⅰ	→	Ⅰ(H27)
湯福川 A	御嶽山神社北	ヒラタカゲロウ類	Ⅰ	→	Ⅰ(H27)
堀切沢 A	堀切大橋	ヒラタカゲロウ類	Ⅰ	↑	Ⅲ(H27)

注)傾向欄の矢印は、水生生物を指標とした水質の動向を示しています。(前回調査との比較)

↑は浄化、→は変化なし、↓は悪化を示しています

●水質階級と指標生物

水質階級	指 標 生 物	
Ⅰ (きれいな水)	1 ナミウズムシ	6 ナガレトビケラ類
	2 サワガニ	7 アヤマトビケラ類
	3 ヒラタカゲロウ類	8 ブユ類
	4 カワゲラ類	9 アミカ類
	5 ヘビトンボ	10 ヨコエビ類
Ⅱ (ややきれいな水)	11 カワニナ類	14 オオシマトビケラ
	12 コオニヤンマ	15 ヒラタドロムシ類
	13 コガタシマトビケラ類	16 ゲンジボタル
Ⅲ (きたない水)	17 タニシ類	19 ミズムシ
	18 シマイシビル	20 ミズカマキリ
Ⅳ(とてもきたない水)	21 サカマキガイ	24 ユスリカ類
	22 エラミミズ	25 チョウバエ類
	23 アメリカザリガニ	

④水質汚濁防止法の届出と立入状況

市では、公共用水域の水質保全のために工場・事業場の排水の監視・指導を行っています。

平成30年度末現在、水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は1,268事業場であり、このうち66事業場が排水基準の適用を受けています。

これらの事業場について立入検査を実施し、特定施設や排水処理施設の運転状況を確認するとともに、排水の水質検査を実施し、必要な指導を行っています。

平成30年度の排水水質検査実施件数は42事業所延べ97件で、排水基準値を超過した7事業場延べ10件について行政指導を行いました。指導した事業場については、立入回数を増やすなど監視・指導を強化することにより改善状況を把握しています。

⑤浄化槽による水洗化

市では、公共用水域の水質の保全と、水洗トイレによる快適な生活環境の実現のため、全戸の水洗化に力を入れています。市内を、公共下水道で整備する区域、農業集落排水事業で整備する区域、合併処理浄化槽で整備する区域と定め、それぞれの区域で整備に取り組んでいます。

合併処理浄化槽の整備区域においては、昭和63年度から設置する合併処理浄化槽に補助金を交付していました。平成14年度からは補助金を増額し、さらに平成15年度からは、公共下水道計画区域内であっても、下水道の整備が10年以上見込めない区域も補助対象としました。平成23年度から水洗化するお宅の初期投資が少なく済む戸別浄化槽事業が全市に拡大したことから、補助金の交付は、下水道の整備が10年以上見込めない区域のみとなっています。平成30年度末の合併処理浄化槽の整備区域内の設置率は45.7%になり、本市の汚水処理人口普及率は3つの整備事業を合わせ97.6%になりました。

市内の浄化槽総基数(単独浄化槽を含む)は、平成30年度末で4,426基あります。浄化槽は、浄化槽使用者の適正な維持管理が必要であり、法定検査で不適正と判定された浄化槽には立入検査を行い、適正な管理を指導しています。

⑥土壌汚染に係る届出状況

土壌汚染対策法及び長野市公害防止条例に基づき、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置として届出を義務付けています。

平成30年度の法に基づく届出は、有害物質使用特定施設の使用廃止時における土壌調査の一時免除申請が4件、一定規模(3000m²)以上の土地の形質変更に係る届出が12件ありました。また、市条例に基づく届出は、特定有害物質使用事業所の廃止時における調査結果の届出が1件ありました。各種届出のあった土地については、行政情報による土壌汚染のおそれの確認や、土壌汚染が確認された場合には、健康被害を防止するため適切に管理するよう求めています。

⑦衛生センター

公共下水道等が整備されていない区域のし尿や浄化槽汚泥は、収集事業者により衛生センターへ搬入され処理を行っています。

トイレの水洗化の進展に伴い、し尿処理の対象人口及び世帯数は減少しており、収集量及び処理量についても平成8年度をピークに年々減少しています。

市内のし尿などは地区により処理を行う施設が決まっています。長野・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は長野市衛生センター、篠ノ井・松代・川中島地区は千曲衛生センター、若穂地区は須高衛生センターで処理を行っています。

衛生的で安心な市民生活を確保するため、し尿などの計画的・合理的な収集・処理に努めています。

2 身近な生活環境の保全

(1) 騒音・振動対策

①自動車交通騒音、道路交通騒音調査

市内幹線道路の騒音の状況を把握するために、自動車交通騒音調査を継続して実施しています。平成30年度の調査では、評価区間の総戸数中、98.2%が昼夜間とも環境基準を達成しており、今回の調査範囲については、おおむね良好な状態にあると思われます。

なお、平成23年度から環境省の面的評価支援システムを使用し、平成29年度から平成27年度道路交通センサスを使用して評価しています。

●平成30年度までの評価状況（平成26年度からの5ヵ年分）

	評価区間 延長	評価区間 数	住居等 戸数	環境基準の達成率			昼夜とも 環境基準 の超過率
				終日	昼のみ	夜のみ	
	km	区間	(戸)	% (戸)	% (戸)	% (戸)	% (戸)
全 体	171.2	144	(18,129)	98.2 (17,811)	1.1 (196)	0.0 (7)	0.6 (115)
高速自動車道	18.1	14	(69)	85.5 (59)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.5 (10)
一般国道	81.7	71	(7,469)	96.1 (7,180)	2.6 (191)	0.0 (1)	1.3 (97)
都道府県道	65.2	53	(8,541)	99.8 (8,523)	0.1 (5)	0.1 (5)	0.1 (8)
4車線以上の 市町村道	6.2	6	(2,050)	100.0 (2,049)	0.0 (0)	0.0 (1)	0.0 (0)

●平成30年度 道路の路線別 面的評価結果（戸数 (%)）

路線の名称	交通セ ンサス	評価区 間延長	住居等 戸数	環境基準の達成率			昼夜とも 環境基準 の超過率
				終日	昼のみ	夜のみ	
	区間番号	km	(戸)	% (戸)	% (戸)	% (戸)	% (戸)
一般国道18号	10150	2.8	(567)	81.8 (460)	13.6 (77)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道18号	10160	6.5	(144)	81.9 (118)	13.9 (20)	0.0 (0)	4.2 (6)
一般国道18号	10170	0.9	(0)				
一般国道19号	11210	1.1	(15)	100.0 (15)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道19号	11220	2.6	(94)	98.9 (93)	1.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道19号	11240	2.8	(612)	100.0 (612)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道19号	11250	1.0	(318)	100.0 (318)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道19号	11260	3.1	(647)	100.0 (647)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道117号	13010	1.4	(320)	88.8 (284)	11.3 (36)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道117号	13020	1.4	(305)	100.0 (305)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道117号	13030	0.6	(72)	100.0 (72)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)

路線の名称	交通センサス	評価区 間延長	住居等 戸数	環境基準の達成率			昼夜とも 環境基準 の超過率
				終日	昼のみ	夜のみ	
	区間番号	km	(戸)	% (戸)	% (戸)	% (戸)	% (戸)
一般国道406号	32040	0.3	(506)	100.0 (506)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道406号	32050	0.2	(74)	100.0 (74)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道406号	32060	3.9	(1,253)	100.0 (1,253)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道406号	32070	0.9	(21)	81.0 (17)	19.0 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)
一般国道406号	32150	0.6	(35)	100.0 (35)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野停車場線	41080	0.7	(244)	100.0 (224)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野荒瀬原線	42040	4.3	(27)	100.0 (27)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野荒瀬原線	42070	2.0	(166)	100.0 (166)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野信州新線	42430	0.2	(21)	100.0 (21)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野信州新線	42440	1.1	(246)	98.4 (242)	0.0 (0)	1.6 (4)	0.0 (0)
清野篠ノ井停車場線	63950	0.6	(81)	98.8 (80)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
清野篠ノ井停車場線	63960	0.8	(215)	100.0 (215)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
川中島停車場線	64300	2.1	(631)	100.0 (631)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野信州新線	42460	4.9	(2)	100.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野信州新線	42470	2.6	(18)	100.0 (18)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
長野信州新線	42480	1.1	(27)	100.0 (27)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
清野篠ノ井停車場線	63940	1.4	(24)	100.0 (24)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)

※各路線において平成30年度中に評価を行った区間の結果のみ掲載

②高速道路騒音調査

長野自動車道及び上信越自動車道の走行車両に起因する騒音調査については、平成5年の高速道路開通以降、平成7年から調査地点（定点、補助点）を定め、平成30年度は7地点（定点3、補助点4）で現況を確認した。騒音に係る環境基準の「道路に面する地域」は、「道路より発する道路交通騒音の影響を受ける地域」と定義していることから、調査地点で実測した等価騒音レベルを環境基準（道路に面する地域）で評価したが、全ての調査地点で環境基準の達成を確認した。

●平成30年度 高速道路騒音調査結果

単位：dB

	調査場所 (キロポスト)	測定日	調査結果		環境基準	地域の類型 (用途地域)
			区分	L _{Aeq}		
長野道-2 (定点)	篠ノ井塩崎 (72.4km)	H30.5.10 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	56	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	52	60	
上信道-1 (補助点)	松代町東寺尾 (123.4km)	H30.4.26 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	56	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	51	60	
上信道-2 (定点)	松代町大室 (127.6km)	H30.4.26 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	56	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	51	60	
上信道-3 (補助点)	松代町大室 (127.6km)	H30.4.26 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	56	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	53	60	
上信道-4 (補助点)	若穂川田下和田 (129.4km)	H30.4.26 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	53	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	51	60	
上信道-7 (補助点)	若穂綿内大柳 (133.0km)	H30.4.26 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	56	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	53	60	
上信道-8 (定点)	若穂綿内大柳 (133.2km)	H30.4.26 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	52	65	B [道路に面する地域] (市街化調整地域)
			夜間	47	60	

※網掛けのある数字は、新幹線鉄道騒音環境基準を超過した値

③新幹線鉄道騒音・振動調査

市内の新幹線鉄道騒音・振動の状況を把握するため、県と共同で調査を行っています。平成9年の開業時に4地点、平成27年3月の金沢延伸以降は6地点に測定地点を増やし現況を確認しましたが、平成30年度の調査では、1地点で新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過したことから、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）等に騒音対策の推進に関する要望書を提出しました。

なお、振動に関しては、全ての地点で指針値を達成していました。

●平成30年度北陸新幹線鉄道騒音振動実態調査結果

調査場所	類型	調査日	騒音レベル		振動レベル
			25m	50m	25m
篠ノ井みこと川	I	H30.5.29	73	69	65
川中島町今井	I	H30.5.11	69	67	53
川中島町四ツ屋	I	H30.4.13	69	63	51
安茂里大門	I	H30.4.13	69	68	46
大字上駒沢	I	H30.9.21	67	64	56
大字赤沼	I	H30.10.2	70	66	57

※騒音環境基準：I 類型70dB以下、II 類型75dB以下。振動指針値：70dB以下

網掛けのある数字は、新幹線鉄道騒音環境基準を超過した値

④環境騒音調査

市内の一般環境における騒音の現況を把握するため、経年的な変化を確認する定点調査と市内の行政区区ごとでの補助調査を実施しています。平成30年度は、定点調査（3地点）と補助調査（3地点）の6地点について調査を実施しましたが、一般環境の環境基準の超過はありませんでした。

	調査地点	測定日	調査結果		環境基準	地域の類型 (用途地域)
			区分	L _{Aeq}		
定点 1	南千歳町公園	H30.12.12 12:00 ～ 翌日 12:00	昼間	5 5	6 0	C (商業地域)
			夜間	4 9	5 0	
" 2	若里公園	H30.12.13 16:00 ～ 翌日 16:00	昼間	4 5	5 5	A (第一種中高層住居専用地域)
			夜間	3 7	4 5	
" 3	衛生センター	H30.12.13 15:00 ～ 翌日 15:00	昼間	5 2	6 0	C (工業地域)
			夜間	4 5	5 0	
準定点 11	芝沢公園	H30.12.12 10:00 ～ 翌日 10:00	昼間	4 8	5 5	B (第一種住居地域)
			夜間	4 1	4 5	
" 13	若穂団地北遊園地	H30.12.18 12:00 ～ 翌日 12:00	昼間	3 9	5 5	B (市街化調整区域)
			夜間	3 7	4 5	
" 14	氷鉦公園	H30.12.12 12:00 ～ 翌日 12:00	昼間	4 8	5 5	B (市街化調整区域)
			夜間	3 7	4 5	

⑤騒音・振動に係る届出状況

騒音・振動規制法及び長野市公害防止条例では、良好な環境を確保するため、法令で定める施設を所有する工場・事業場に特定施設の届出を義務付け、発生する騒音や振動を規制しています。

平成30年度末現在、市内の騒音規制法に係る施設は544事業場、振動規制法に係る施設は335事業場、市公害防止条例の騒音規制に係る施設は210事業場です。

また、大きな騒音や振動を発生するおそれのある機械類を使用する道路工事や建設作業は、周辺的生活環境に影響を与える可能性があることから、特に影響の大きい打ち等の作業を行う場合にも、特定建設作業の届出を義務付けています。

平成30年度の騒音規制法に係る届出は137件、振動規制法に係る届出は88件、市公害防止条例の騒音規制に係る届出は568件でした。

(2) 悪臭対策

悪臭防止法に基づき、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭に対する規制等を実施しています。

法による臭気規制には悪臭物質ごとの濃度規制と臭いの感じ方を「臭気指数」として規制する方法がありますが、本市では悪臭物質ごとの濃度で規制しています。これは、政令で指定されている不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのあるアンモニア等22種類の特定悪臭物質を、その濃度で規制する方法です。平成30年度は、1工場の敷地境界4地点において特定悪臭物質濃度を測定し濃度基準超過はありませんでした。

(3) 環境に関する苦情

本市における環境に関する苦情は、大気汚染、騒音などに代表される公害関連の苦情から、空き地の管理保全などの環境衛生に関連する苦情まで、多岐に渡って数多く寄せられています。

近年の特徴として、日常生活に影響がある騒音や悪臭などの生活型の苦情が挙げられます。

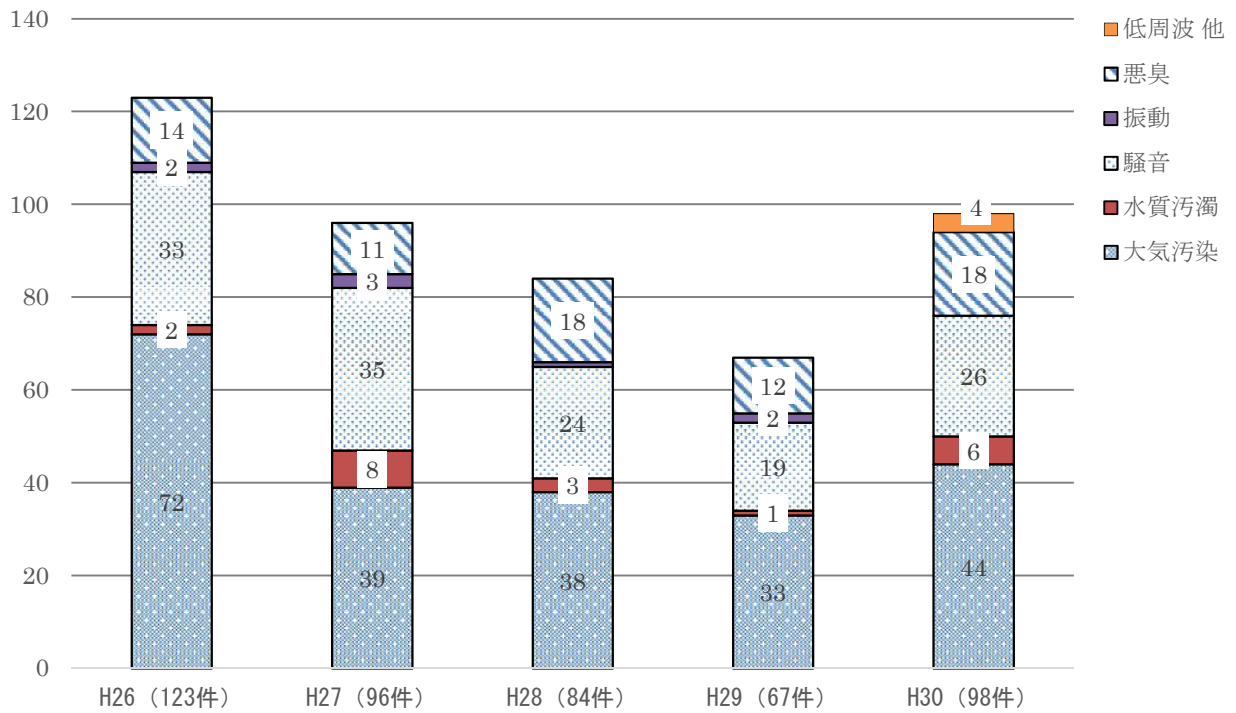
平成30年度の公害に関する苦情の受付件数は98件で、これらを典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に分類すると、大気汚染（ばい煙）が約4割を占め、以下、騒音、悪臭が続き、概ね毎年同様の傾向で推移しています。

また、苦情件数を地域の土地利用状況で分類すると、住居系の地域が4割近くを占めています。公害苦情の他に、空き地の管理に関するものが31件、空き家に関するものが21件ありました。

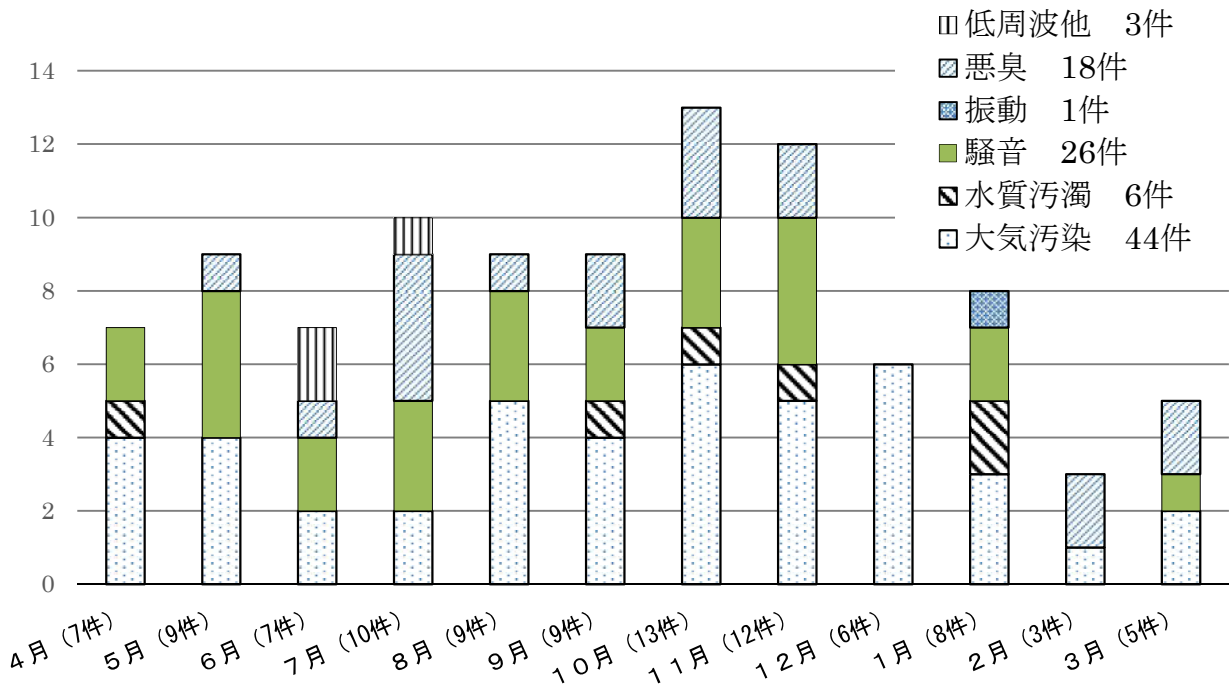
このような苦情は、草木の繁茂や害虫等の発生により周辺に影響を与えているもので、土地等の持ち主に草刈り等維持管理の改善を求めています。

●過去5年間の苦情件数の推移と平成30年度月別・用途地域別苦情件数

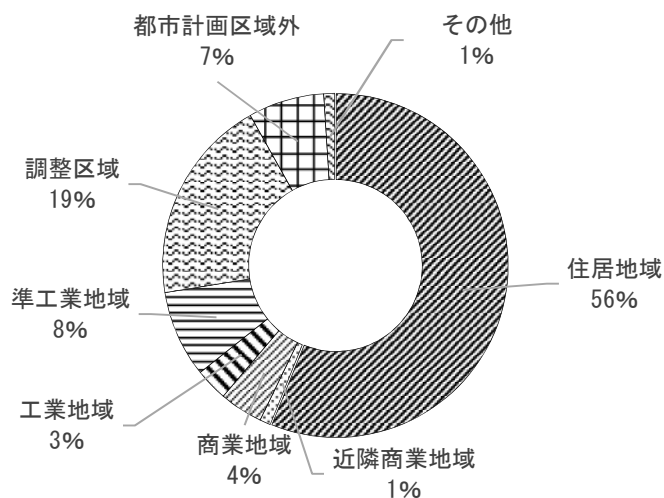
過去5年間の苦情件数推移



平成30年度苦情件数（月別）



平成30年度苦情件数（用途地域別） 割合



(4) 環境美化の推進

空き缶・たばこの吸い殻等のポイ捨てをなくすために、環境美化意識の向上を図るための啓発や、ごみの散乱調査を行っています。最近では会社や団体等による自発的な道路や公園の清掃活動も見受けられ、環境美化に対する意識の高まりがみられます。

また、平成29年12月に、歩行喫煙の禁止及び重点地区内における違反に対する罰則を規定した「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例」に改正（平成30年4月1日施行）し、ポイ捨てや歩行喫煙がないきれいなまちの実現を図るため、関係団体等と連携し、駅前等での一斉啓発、ポスター掲出等による啓発活動のほか、6月からは夜間パトロールを実施しました。

今後も良好で快適な市民等の生活環境の確保を図っていきます。

①環境美化啓発事業

市では、環境美化キャンペーンとして、6月の環境月間及び年2回のゴミゼロ運動実施月を中心に商業施設等への懸垂幕の掲出やトイゴビジョンを使い、ごみのポイ捨て禁止等と呼びかけています。

また、市内を循環するバスにバスエプロンの掲出、路面表示シートの設置、広報紙での呼びかけなども行っています。

②ポイ捨て防止及び散乱ごみ対策事業

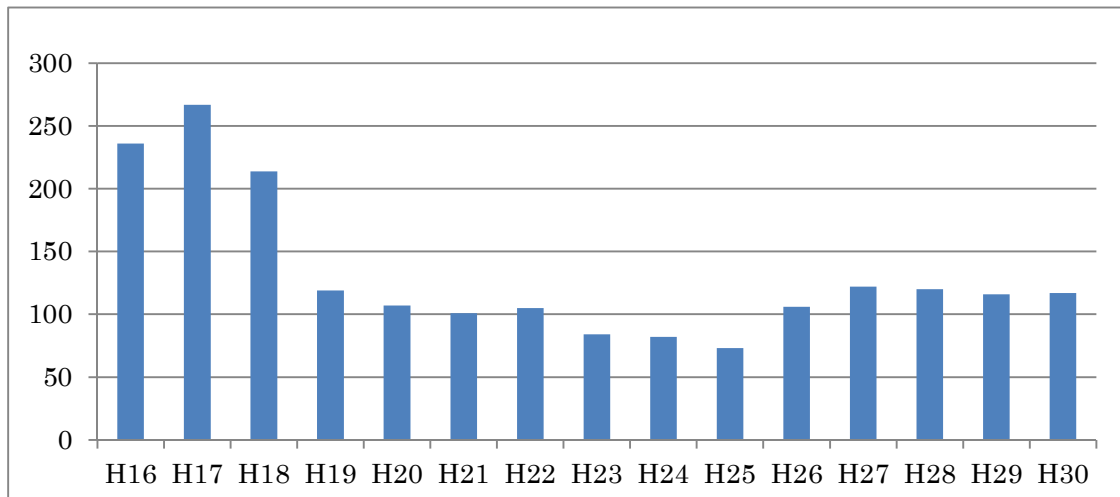
春は5月、秋は10月を大掃除月間と定め、各地区を中心に大掃除等を実施することで、地域の生活環境を清潔で健康的に保ち、市内全域で「捨てられにくい環境づくり」を呼びかけています。

市内の各地区に一斉清掃を呼びかけたところ、春と秋合わせて約55,800人の皆さんに参加していただきました。回収したごみの量は、可燃物：約11,800kg、不燃物：約4,800kgでした。

平成8年7月から毎月1回、長野大通りの長野駅前から権堂までの交差点（10カ所）において、たばこの吸い殻散乱調査を行っています。散乱数は調査開始からおおむね減少傾向にありましたが平成26年度からは増加傾向に転じたものの、平成27年度を境に横ばいとなっています。今後、新条例の周知徹底も含め、ポイ捨てや歩行喫煙がないきれいなまちの実現を図るため、関係団体等と連携し更なる啓発活動を行います。

●たばこの吸い殻散乱調査（長野大通り）

10カ所の合計平均本数



(5) 公衆トイレの維持管理と整備

長野市では、安心して外出が楽しめるよう、駅周辺、中心市街地、観光施設及び公園などに公衆トイレを設置しています。

環境部衛生センターでは、公衆トイレ50箇所を所管しており、市民や観光客などの利用者に、安全・安心かつ快適なトイレ環境を提供できるよう心がけ、職員による点検を随時行い、設備等の状態を把握するとともに、適切な管理と維持修繕等を行い、清潔なトイレの維持に努めています。

公衆トイレの清掃業務については、所管する公衆トイレと文化財課及び廃棄物対策課所管3カ所並びにしなの鉄道及び吉田地区住民自治協議会が所有する3カ所を、清掃専門事業者または地元団体等へ業務委託を行っています。

また、老朽化したトイレの整備計画、改築・改修工事及び必要箇所への新築を行うと共に、利用者の状況等を考慮・精査したうえで、トイレの廃止についても検討を行っています。